

廃棄物減量等推進審議会 御意見

- ・今まで開催されました審議会では、ほとんどの項目について、その都度、或いは次の審議会でご回答させていただいております。また、前任の会長からも特段の申し送りも、いただいておりますので、懸案になっている事項は、ないと思っております。
- ・前期からの委員さんで、この記載内容も含め、ほかに項目があるようでしたら、ご助言をいただきたいと思っております。
- ・それでは、説明をさせていただきます。

番号	意見内容（要旨）	考え方
1	実施計画 資源ごみの記載がないので、発生量、リサイクル量などを記載し、ごみの動きが分かるようにする。 また、収集、処理経費の記載がない。	次回の作成時に記載します。
2	実施計画 不確かな情報（ダンボールコンポスト）は、記載しないこと。	削除します。
3	実施計画 産業廃棄物の量の把握をすること。	平成22年4月から、量の把握をしています。
4	実施計画 スーパーなどで魚や肉がのせてあるプラスチックの皿はどの分別に入るのでしょいか。 私達は近くのスーパーの収集箱に持参していますが、ゴミステーションでの収集はしないのでしょうか。又、廃棄物減量のためこの皿を使用しない方法をスーパー等で検討しているのでしょうか。	プラスチック類は、燃やすごみになります。 処理センター内に選別場の確保ができないので、行政回収による分別収集は、できません。 スーパーでの取組については、事業者の委員に次回の審議会で、確認したいと考えております。
5	基本計画 パイプラインを今後の検討問題とし、どうするかを打ち立ててほしい。	基本計画改訂時に記載します。 (次の議題の「抽出課題の検討」に挙げています。)
6	ホームページ 市ホームページで何番目の訪問者との表示は、広報の在り方として、大事なことと思う。	広報課に確認しましたが、現在、表示はしていません。
7	持ち去り 持ち去りした資源物で暮らせる人がいれば、構わない、多様なルートがあつてよい。	市が市民に分別をお願いをし、市民も行政回収に出しています。 組織的に悪質な者に対して、取締りをする予定です。
8	持ち去り リサイクルシステムは、行政がやるのではなく、市民でやるべきと思う。 持ち去る者ではなく、買取業者に規制をするべきである。	行政がする役割もありますので、条例化することも一つの方法と考えます。 集団回収業者が紙類やその他の資源物を買取していますので、行政回収する部分について、啓発をしたいと考えております。